

豊類公正競争規約作成連絡会
第15回 幹事会 概要

日 時：平成29年6月13日（火）10：30～12：00

場 所：農林水産省生産局 第1会議室

出 席：関係団体 全国い生産団体連合会1名、全日本豊事業協同組合4名、全国い製品卸商業団体連合会1名、全国豊材料卸商組合連合会3名、全国豊産業振興会1名、全日本ISO豊振興協議会3名

：オブザーバー 消費者庁、農林水産省

議事概要：

関係団体の長の交代について確認した後、5月2日に開催された幹事会の議論を基に規約（案）について今後の方針を議論した。主な意見は以下のとおり。

(1) 規約（案）について

- ・試行後に規約案を修正すればよい。ハードルを下げるのは消費者のためにならない
- ・ハードルを下げるにも具体案を示すべきである。
- ・証紙を豊1枚毎に添付するのは大変だという意見は上がっている。
- ・規約（案）についてアンケートを行った方がよいのではないかと。出来ないものを行って脱会者が多くなっても困る。
- ・国産、中国産か天然表か化学表かが分かればよいのではないかと。過去に出された質問に対する回答、規約（案）のハードルを下げる必要もある。
- ・規約（案）の作業内容は現在の作業の延長線上にあって欲しい。

消費者庁からのコメント

- ・「ハードルを下げると消費者庁が認定しない」ということは無い。
- ・全日本豊事業協同組合（以下「全日豊」という）から「規約（案）の内容について、多くの会員が合意しており、現在の規約（案）に基づく取組みに支障が無い。」という説明を受けたことを前提で規約（案）を作ってきたが、全日豊の各支部から寄せられた声は、「この規約（案）ではできない」というものが多い。過半の事業者が規約に参加することが業界の合意形成されたことになる。業界の合意形成が認定の要件となるので、少数の参加者が行う規約は認定することはできない。
- ・寄せられた意見には「具体的な指摘が無い」と言われるが、数年前に提出された文書には具体的な問題点が記載された意見書が出されている。
- ・規約（案）の中で、どこの負担が重たいのか全ての豊店に確認すべきである。
- ・「消費者の利益のため」というのであれば、必要な表示事項は半分以下になるのではないかと。「中国産、国産、チラシでのおとり広告」についてということだけならば、もっと簡単になる。
- ・できる範囲から始めて、できないことは、先送りすることもあるのではないかと。
- ・全日豊は豊事業者の約半数が加盟していると思うが、全日豊の多くの会員の合意がなければ、業界の多くの方の合意が得られないことになる。

(2) 臨時総会について

- ・臨時総会后に意見交換会を行うべきではないか。
- ・臨時総会は意見交換の場を設けた後ではないか。

(3) その他

全日畳から「『全日畳会員の多くが既に規約の目的を理解し、内容に合意しており、現在の規約（案）に基づく取り組みに支障が無い』旨を行政機関に説明してきたが、この説明には根拠が無かったこと。全日畳全会員に確認アンケートを行うことを前日決定した。」との説明があった。

以上